

植草学園大学実験動物の緊急時における対応指針

〔制 定 平成26年9月17日〕

〔最近改定 平成29年6月28日〕

植草学園大学動物実験委員会

実験動物の地震及び火災等の緊急時における対応について、「植草学園大学動物実験規程第36条」に基づき、次に掲げる事項に配慮し実験動物の保護ならびに逸走による危害防止に努めるものとする。

1. 人命の優先と安全の確保

1-1 如何なる場合でも教員、職員、研究者、作業員、外来者等の人命の安全確保を最優先とする。

2. 災害発生時における措置

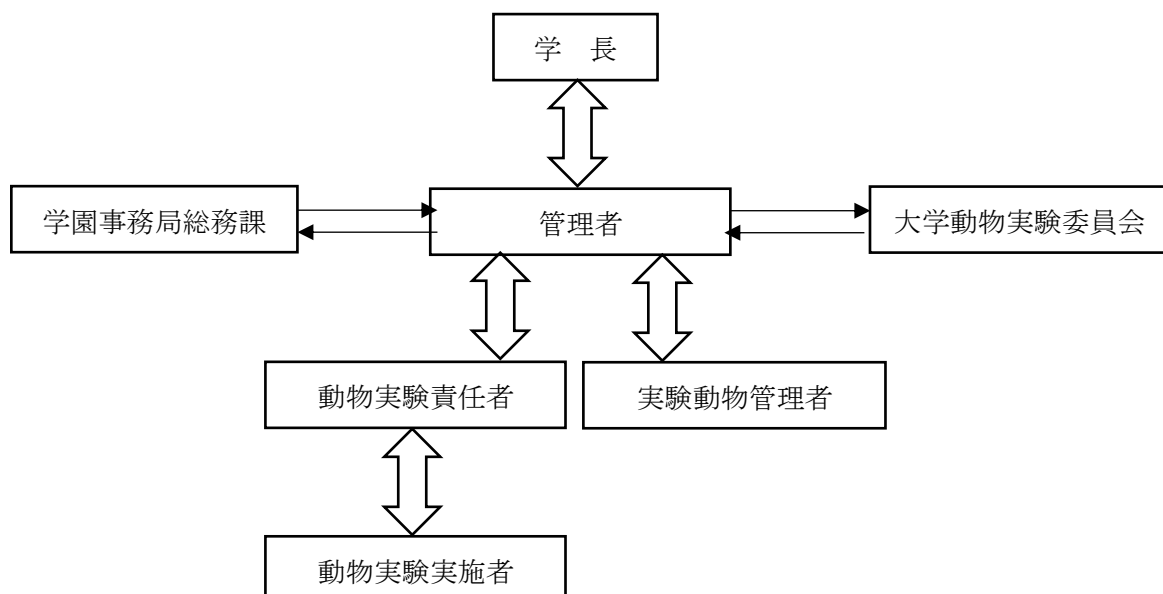
2-1 管理者等は、緊急事態が発生したときは、速やかに、実験動物の保護及び実験動物の逸走による人への危害、環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

2-2 実験動物の飼育あるいは実験の継続が困難と判断した場合及び実験動物の存在が人及び他の動物に有害であると判断した場合、もしくは実験動物に著しい苦痛が生じる場合には、人道的な方法を用いて安楽死処置を施す。

2-3 管理者は、人に危害を加える等のおそれがある実験動物が施設外に逸走した場合には、速やかに関係機関への連絡を行うこと。

2-4 地域住民に無用な不安を与えないよう、地域住民の求めがあれば、当施設の構造・研究内容等について説明または資料の提供を心掛ける。

3. 休日、夜間、緊急時の連絡体制



4. 対応指針の改廃

4-1 この対応指針の改廃は、学長が動物実験委員会の意見を聴いて行う。

附 則（平成26年9月17日大学運営協議会承認）

この対応指針は、平成26年9月17日から施行する。

附 則（平成29年6月28日学長承認）

この対応指針は、平成29年6月29日から施行する。